平成２３年（フ）第１７９８号
大阪府富田林市山中田町２丁目９番27号
破産者　増田　　勲
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
大阪府南河内郡太子町大字太子54番地、住民票上の住所大阪府交野市妙見坂５丁目１番303号
破産者　内田　行則
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
大阪府藤井寺市岡２丁目11番52号、前住所大阪府羽曳野市高鷲３丁目３番２―206号
破産者　松本　光宏
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
堺市西区鳳南町２丁101番地、住民票上の住所堺市西区鳳南町５丁486番地７　ルイシャトレ鳳1002号
破産者　林野健太朗
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
大阪府高石市羽衣５丁目３番８号、前住所大阪府高石市東羽衣３丁目18番８号
破産者　リラ洋装店こと　大澤　利八
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
堺市南区赤坂台３丁９番22―201号、前住所大阪府和泉市はつが野２丁目10番２―103号
破産者　飯尾　浩一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３４号
堺市北区新金岡町３丁５番14―206号
破産者　椋橋美惠子（旧姓百田）
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５３７号
堺市南区若松台１丁４番１―207号
破産者　大山電機工業所こと　大山　和一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
愛媛県西条市古川甲288番地２、前住所愛媛県西条市樋之口27番地６
破産者　白石　　泉
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３９号
鹿児島県霧島市隼人町住吉336番地２　センターパレス京塚Ⅱ202
破産者　郡山　孝弘
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
北海道小樽市稲穂４丁目16番１号、前住所北海道小樽市塩谷３丁目13番地
破産者　可児　昭三
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６３７号
埼玉県川口市差間２丁目25番３号
破産者　梶原　昭男
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
横浜市港北区下田町６丁目30番14号　エクセレントハイツＢ棟102号室、開始決定時の住所横浜市港北区綱島東４丁目12番15号
破産者　齋藤　貞三
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７７号
神奈川県綾瀬市小園南１丁目３番７号
破産者　平野　元臣
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１４号
横浜市栄区笠間４丁目６番27―101号
破産者　須田　仁志
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０４号
横浜市港北区日吉本町２丁目19番13―301号
破産者　酒澤　寛治
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２号
富山市三上87番地３
破産者　小村美奈子
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
福井県大飯郡高浜町和田第102号19番地２
破産者　上田　政子
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第３０号
福井県大飯郡高浜町和田第102号19番地２
破産者　上田　道昭
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部